

国家公務員法等の一部を改正する法律 新旧対照条文目次

○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第一条関係）	1
○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）	25
○	国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（第三条関係）	32
○	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（第四条関係）	42
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第五条関係）	47
○	復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（第六条関係）	51
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（第七条関係）	59
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第八条関係）	61
○	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第九条関係）	65
○	防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（第十条関係）	68
○	検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第十一条関係）	70
○	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百十号）（第十二条関係）	71
○	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（第十三条関係）	73
○	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（第十四条関係）	79
○	外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（第十五条関係）	80
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第十六条関係）	81
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第十七条関係）	91
○	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第十八条関係）	109
○	恩給法（大正十二年法律第四十八号）（附則第十四条関係）	118
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十五条関係）	120
○	国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（附則第十六条関係）	121
○	職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（附則第十七条関係）	122
○	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（附則第十八条関係）	123
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第十八条関係）	124

○ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（附則第十九条関係）	125
○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）（附則第二十条関係）	126
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（附則第二十一条関係）	128
○ 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第二十二条関係）	129
○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）（附則第二十三条関係）	132
○ 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）（附則第二十四条関係）	133
○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）（附則第二十四条関係）	134
○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（附則第二十四条関係）	135
○ 最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）（附則第二十五条関係）	137
○ 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（附則第二十六条関係）	138
○ 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）（附則第二十七条関係）	139
○ 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（附則第二十八条関係）	140
○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第二十九条関係）	141
○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（附則第三十条関係）	145
○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（附則第三十条関係）	146
○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第三十一条関係）	147
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）（附則第三十二条関係）	148
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第三十三条関係）	151
○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（附則第三十四条関係）	152
○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（附則第三十四条関係）	153

○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（附則第三十四条関係）	．．．．．	158
○ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（附則第三十四条関係）	．．．．．	157
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（附則第三十四条関係）	．．．．．	156
○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（附則第三十五条関係）	．．．．．	155
○ 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（附則第三十六条関係）	．．．．．	154
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（附則第三十七条関係）	．．．．．	160
○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（附則第三十八条関係）	．．．．．	161
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第三十九条関係）	．．．．．	162
○ 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）（附則第四十条関係）	．．．．．	163
○ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）（附則第四十一条関係）	．．．．．	171

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 採用試験及び任免（第三十三條・第三十三條の二）</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一條）</p> <p>第六款 幹部職員の任用等に係る特例（第六十一條の二―第六十一條の八）</p> <p>第七款 幹部候補育成課程（第六十一條の九―第六十一條の十一）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 人事評価（第七十條の二―第七十條の四）</p> <p>第四節の二 研修（第七十條の五―第七十條の七）</p> <p>第五節 能率（第七十一條―第七十三條の二）</p> <p>第六節～第十節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則 （一般職及び特別職）</p> <p>第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>一～七の二（略）</p> <p>七の三 大臣補佐官</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 採用試験及び任免（第三十三條）</p> <p>第一款～第四款（同上）</p> <p>第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一條）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節（同上）</p> <p>第四節 人事評価（第七十條の二―第七十條の四）</p> <p>（新設）</p> <p>第五節 能率（第七十一條―第七十三條）</p> <p>第六節～第十節（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則 （一般職及び特別職）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>③（同上）</p> <p>一～七の二（同上）</p> <p>（新設）</p>

八〇十七 (略)

④ 〇七 (略)

(人事院)

第三条 (略)

② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験(採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項を除く。)、任免(標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項(第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。))を除く。)、給与(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事項を除く。)、研修(第七十条の六第一項第一号に掲げる観点に係るものに限る。))の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

③ 〇四 (略)

(内閣総理大臣)

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務(第三十三条第一項に規定す

八〇十七 (同上)

④ 〇七 (同上)

(人事院)

第三条 (同上)

② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験及び任免(標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。)、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

③ 〇四 (同上)

(内閣総理大臣)

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で

る根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。）、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

②（略）

（内閣総理大臣の援助等）

第十八条の五（略）

② 内閣総理大臣は、官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。第五十四条第二項第七号において同じ。）の円滑な実施のための支援を行う。

（官民人材交流センターへの事務の委任）

第十八条の六（略）

② 内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表する。
（人事院規則の制定改廃に関する内閣総理大臣からの要請）

行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

②（同上）

（内閣総理大臣の援助等）

第十八条の五（同上）

② 内閣総理大臣は、官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六条ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。）の円滑な実施のための支援を行う。

（官民人材交流センターへの事務の委任）

第十八条の六（同上）

（新設）

第二十三条の二 内閣総理大臣は、この法律の目的達成上

必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

(情勢適応の原則)

第二十八条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

② (略)

第二節 採用試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三条 (略)

② 前項に規定する根本基準の実施に当たつては、次に掲げる事項が確保されなければならない。

一 職員の公正な任用

二 行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用

③ (略)

④ 第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項で

(新設)

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

(情勢適応の原則)

第二十八条 この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

② (同上)

第二節 採用試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三条 (同上)

(新設)

③ (同上)

② 前二項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は

あつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第三十三条の二 第五十四条第一項に規定する採用昇任等基本方針には、前条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて同条第二項第二号に掲げる事項の確保に関するものとして、職員採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用の確保に資する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第三十四条 (略)

一五 (略)

六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十条若しくは国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という。)を占める職員をいう。

七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める職員をいう。

② (略)

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、係員の官職(第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう

、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(新設)

(定義)

第三十四条 (同上)

一五 (同上)

(新設)

(新設)

② (同上)

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」という。)の方法によることを妨げない。

。第四十五条の二第一項において同じ。）以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験（以下「選考」という。）の方法によることを妨げない。

（採用試験の実施）

第四十二条 採用試験は、この法律に基づく命令で定めるところにより、これを行う。

（採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材）

第四十五条の二 採用試験は、次に掲げる官職を対象として行うものとする。

一 係員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職その他これらに類する官職であつて政令で定めるもの（第三号に掲げるものを除く。）

二 定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（前号及び次号に掲げるものを除く。）

三 係員の官職のうち、特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする官職として政令で定めるもの

四 係員の官職より上位の職制上の段階に属する官職のうち、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を採用することが適当なものとして政令で定めるもの

② 採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 総合職試験（前項第一号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、一定の範囲の知識、技術その他の能力（以下この項において「知識等」という。）を有する者として政令で定め

（採用試験の実施）
第四十二条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、これを行う。

（新設）

るものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

二| 一般職試験（前項第二号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

三| 専門職試験（前項第三号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、同号に規定する特定の行政分野に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

四| 経験者採用試験（前項第四号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、同号に規定する職制上の段階その他の官職に係る分類に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

③| 採用試験により確保すべき人材に関する事項は、前

項各号に掲げる採用試験の種類ごとに、政令で定める。

④ 前三項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(採用試験の方法等)

第四十五条の三 採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法その他採用試験に関する事項については、この法律に定めのあるものを除いては、前条第二項各号に掲げる採用試験の種類に応じ、人事院規則で定める。

(採用昇任等基本方針)

第五十四条 (略)

② 採用昇任等基本方針には、第三十三条の二に規定する基本的事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)

四 管理職への任用に関する基準その他の指針

五 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

六 職員の公募(官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。次項において同じ。)

七 官民の人材交流に関する指針

八 子の養育又は家族の介護を行う職員の状況を考慮した職員の配置その他の措置による仕事と生活の調和を図るための指針

九 前各号に掲げるもののほか、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

③ 前項第六号の指針を定めるに当たっては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限

(新設)

(採用昇任等基本方針)

第五十四条 (同上)

② 採用昇任等基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項
(新設)

に關する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

④ ⑤ (略)

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ (略)

(選考による採用)

第五十七条 選考による職員を採用（職員が幹部職への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

③ ⑤ (同上)

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ (同上)

(選考による採用)

第五十七条 選考による職員を採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(昇任、降任及び転任)

第五十八条 職員の昇任及び転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② 任命権者は、職員を降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例

（適格性審査及び幹部候補者名簿）

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この条において同じ。）に属する官職（同項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。次項及び第六十一条の十一において同じ。）に係る標準職務遂行能力（同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。次項に

第五十八条 職員の昇任及び転任は、任命権者が、職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② 任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

（新設）

（新設）

- おいて同じ。)を有することを確認するための審査(以下「適格性審査」という。)を公正に行うものとする。
- 一 幹部職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。以下この項及び第六十一条の九第一項において同じ。)
- 二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員(以下「自衛隊員」という。)(の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項、第六十一条の六並びに第六十一条の十一において同じ。))が内閣総理大臣に推薦した者
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者
- ② 内閣総理大臣は、適格性審査の結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿(以下「幹部候補者名簿」という。)を作成するものとする。
- ③ 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。
- ④ 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的な、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。
- ⑤ 内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。
- ⑥ 第一項各号列記以外の部分及び第二項から第四項までの政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。
(幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用)

第六十一条の三 選考による職員を採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(新設)

② 職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

③ 任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている職員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、当該職員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

④ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により人事評価が行われていない職員のうち、幹部候補者名簿に記載されている者の昇任、降任又は転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、任命権者が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

(新設)

第六十一条の四 任命権者は、職員を選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部職員の退職(政令で定めるものに限る。第四項において同じ。)及び免職(以下この条において「採用等」という。)を行う場合には、政令で定めるところ

るにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

② 前項の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間的余裕がないときは、任命権者は、同項の規定にかかわらず、当該協議を行うことなく、職員の採用等を行うことができる。

③ 任命権者は、前項の規定により職員の採用等を行つた場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならぬ。

④ 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任、転任、降任、退職及び免職（以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

（管理職への任用に関する運用の管理）

第六十一条の五 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

② 内閣総理大臣は、第五十四条第二項第四号の基準に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

（任命権者を異にする管理職への任用に係る調整）

（新設）

第六十一条の六 内閣総理大臣は、任命権者を異にする管理職（自衛隊法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職を含む。）への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする。

（人事に関する情報の管理）

第六十一条の七 内閣総理大臣は、この款及び次款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理職員、第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

② 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提出された情報を適正に管理するものとする。

（特殊性を有する幹部職等の特例）

第六十一条の八 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。）^{（新設）}、人事院、検察庁及び会計検査院の官職（当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。）については、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「

（新設）

（新設）

（新設）

降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

② 警察庁の官職については、第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第四項及び第六十一条の五の規定は適用せず、第五十七条、第五十八条、第六十一条の四第一項から第三項まで及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、第六十一条の四第一項中「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）に協議する」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）に通

知する」と、「当該協議」とあるのは「当該通知」と同条第三項中「内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく」とあるのは「遅滞なく」と、「に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならない」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官）に通知しなければならぬ」。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者）に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができるとする」と、前条第一項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

③ 内閣法制局、宮内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第六十一条の四第四項の規定は適用せず、同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣（第三項において単に「主任の大臣」という。）を通じて内閣総理大臣」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

第七款 幹部候補育成課程

（運用の基準）

第六十一条の九 内閣総理大臣、各省大臣（自衛隊法第三

（新設）

（新設）

十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。）、会計検査院長、人事院総裁その他機関の長であつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大臣等」という。）は、幹部職員の候補となり得る管理職員（同法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職員を含む。次項において同じ。）としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員（自衛隊員（自衛官を除く。）を含む。同項において同じ。）を育成するための課程（以下「幹部候補育成課程」という。）を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとする。

② 前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後、一定期間勤務した経験を有するものの中から、本人の希望及び人事評価（自衛隊法第三十一条第二項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。）に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

二 各大臣等が、前号の規定により選定した者（以下「課程対象者」という。）について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。

三 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修（政府全体を通ずるものを除く。）を実施すること。

四 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものと

して内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受講させること。

五 各大臣等が、課程対象者に対し、国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与すること。

六 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たっては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

イ 民間企業その他の法人における勤務の機会を付与すること。

ロ 国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与すること。

ハ 所掌事務に係る専門性の向上を目的とした研修を実施し、又はその向上に資する勤務の機会を付与すること。

七 前各号に掲げるもののほか、幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項

(運用の管理)

第六十一条の十 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

② 内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認める場合には、各大臣等に対し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする任用に係る調整)

第六十一条の十一 第六十一条の六の規定は、任命権者を

(新設)

(新設)

異にする官職への課程対象者の任用について準用する。

第四節の二 研修

(研修の根本基準)

第七十条の五 研修は、職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることを目的とするものでなければならない。

② 前項の根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院の意見を聴いて政令で定める。

③ 人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの所掌事務に係る研修による職員の育成について調査研究を行い、その結果に基づいて、それぞれの所掌事務に係る研修について適切な方策を講じなければならない。

(研修計画)

第七十条の六 人事院、内閣総理大臣及び関係庁の長は、前条第一項に規定する根本基準を達成するため、職員の研修（人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げる観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。）について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

- 一 国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員の育成並びに研修の方法に関する専門的知見を活用して行う職員の効果的な育成
- 二 各行政機関の課程対象者の政府全体を通じた育成又は内閣の重要政策に関する理解を深めることを通じた行政各部の施策の統一性の確保
- 三 行政機関が行うその職員の育成又は行政機関がその所掌事務について行うその職員及び他の行政機関の職

(新設)

(新設)

(新設)

員に対する知識及び技能の付与

② 前項の計画は、同項の目的を達成するために必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならない。

③ 内閣総理大臣は、第一項の規定により内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関し、その総合的企画及び関係各庁に対する調整を行う。

④ 内閣総理大臣は、前項の総合的企画に関連して、人事院に対し、必要な協力を要請することができる。

⑤ 人事院は、第一項の計画の樹立及び実施に関し、その監視を行う。

(研修に関する報告要求等)

第七十条の七 人事院は、内閣総理大臣又は関係庁の長に対し、人事院規則の定めるところにより、前条第一項の計画に基づく研修の実施状況について報告を求めることができる。

② 人事院は、内閣総理大臣又は関係庁の長が法令に違反して前条第一項の計画に基づく研修を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(能率の根本基準)

第七十一条 (略)

② (略)

③ 内閣総理大臣は、職員の能率の発揮及び増進について、調査研究を行い、その確保のため適切な方策を講じなければならない。

(能率増進計画)

第七十三条 内閣総理大臣及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、次に掲げる事項について

(新設)

(能率の根本基準)

第七十一条 (同上)

② (同上)

③ 内閣総理大臣(第七十三条第一項第一号の事項については、人事院)は、職員の能率の発揮及び増進について、調査研究を行い、これが確保のため適切な方策を講じなければならない。

(能率増進計画)

第七十三条 内閣総理大臣(第一号の事項については、人事院)及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増

計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(削る)

一〇四 (略)

② 前項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視を行う。

(能率の増進に関する要請)

第七十三条の二 内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、関係庁の長に対し、国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)又は国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の執行に関し必要な要請をすることができる。

(幹部職員の降任に関する特例)

第七十八条の二 任命権者は、幹部職員(幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部職員を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、人事院規則の定めるところにより、当該幹部職員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任(直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。)を行うことができる。

一 当該幹部職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実(以下「人事評価等」という。)に照らして、他の官職(同じ職制上の段階に属する他の官職であつて、当該官職に対する任命権が当該幹部職員の任命権者に属するものをいう。第三号において「他の官職」という。)を占める他の幹部職員に比して勤務実績が劣つているものとして人事院規則で定める要件に該当する場合

進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

一 職員の研修に関する事項

二〇五 (同上)

② 前項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣(同項第一号の事項については、人事院)は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視に当る。

(新設)

(新設)

二 当該幹部職員が現に任命されている官職に幹部職員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当する場合

三 当該幹部職員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定めると要件に該当すること若しくは他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部職員が当該他の官職に現に就いている他の職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部職員の使用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定めるその他の場合

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができ。ただし、その者がその者を採用しようとする

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができ。ただし

る官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ (略)

(委員長及び委員の任命)

② 第六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役員又は自衛隊員としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

②・③ (略)

(身分保障)

② 第六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一・二 (略)

三 役員又は自衛隊員(第六条の八第一項に規定する政令で定める者を除く。)となつたとき。

四 (略)

(再就職等監察官)

第六条の十四 (略)

②・④ (略)

⑤ 監察官は、役員又は自衛隊員としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

(人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請)

第八条の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について必要があ

、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ (同上)

(委員長及び委員の任命)

② 第六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役員(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

②・③ (同上)

(身分保障)

② 第六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一・二 (同上)

三 役員(第六条の八第一項に規定する政令で定める者を除く。)となつたとき。

四 (同上)

(再就職等監察官)

第六条の十四 (同上)

②・④ (同上)

⑤ 監察官は、役員(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者を除く。)としての前歴を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

(新設)

② 人事院は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

ると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

改正後	現行
<p>（人事院の権限） 第二条（略）</p> <p>一 この法律（<u>第六条の二第一項及び第八条第一項を除く。</u>第七号において同じ。）の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。</p> <p>二〇七（略） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。</p> <p>第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。</p> <p>2 会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合する</p>	<p>（人事院の権限） 第二条（同上）</p> <p>一 この法律の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。</p> <p>二〇七（同上） 第六条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。</p> <p>第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて人事院規則で定める号俸の額とする。</p>

ように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の定めるところにより、決定する。

第八条 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができる。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2| 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

3| 職員の職務の級は、前二項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

4| 5| 7| (略)

8| 次に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

9| 10| (略)

11| 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

12| (略)

第八条 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

(新設)

2| 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

3| 6| (同上)

7| 次に掲げる職員の第五項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

8| 9| (同上)

10| 第五項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

11| (同上)

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条の二及び前条第十二項の規定にかかわらず、第六条の二の規定によりその者が受ける号俸に応じた額又は同項の規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の特別調整額）

第十条の二 （略）

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

（本府省業務調整手当）

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一・二 （略）

2・3 （略）

（管理職員特別勤務手当）

第十九条の三 管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下「管理監督職員等」という。）又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条の二及び前条第十一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の特別調整額）

第十条の二 （同上）

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

（本府省業務調整手当）

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一・二 （同上）

2・3 （同上）

（管理職員特別勤務手当）

第十九条の三 管理職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下「管理職員等」という。）又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には

- 職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、管理監督職員等にあつては一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。
 - 3 (略)
 - 3 (特定の職員についての適用除外)
第十九条の八 (略)
 - 2 第十六条から第十八条までの規定は、管理監督職員等には適用しない。
 - 3 (略)
 - 1 7 (略)
 - 8 (略)
 - 一 五 (略)
 - 六 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額）同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人

- 、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、管理職員等にあつては一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。
 - 3 (同上)
 - 3 (特定の職員についての適用除外)
第十九条の八 (同上)
 - 2 第十六条から第十八条までの規定は、管理職員等には適用しない。
 - 3 (同上)
 - 1 7 (同上)
 - 8 (同上)
 - 一 五 (同上)
 - 六 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額）同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額に

事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額（を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に對する研究員調整手当の月額）の合計額（同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額

七 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに對する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に對する研究員調整手当の月額の合計額（第十九条の七第四項において準用する第十九条の四第五項の規定の適用を受

同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額（を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに對する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に對する研究員調整手当の月額）の合計額（同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額

七 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに對する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額に對する研究員調整手当の月額の合計額（第十九条の七第四項において準用する第十九条の四第五項の規定の適用を受

ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条の七第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・五を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及び専門スタッフ職調整手当減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第十九条の四第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条の七第二項前段に規定する割合を乗じて得た額）

八
(略)

ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第十一項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第十九条の七第二項前段に規定する割合を乗じて得た額）

八
(同上)

9 (表
略)

11 (略)

9 (表
略)

11 (同上)

改正後	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。 一 三（略） 四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類するものとして人事院規則で定めるもの）の実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によって得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター</p>	<p>（定義） 第二条（同上） 2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。 一 三（同上） 四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている本邦法人（その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。）であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもののうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの</p>

ロ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの
ハ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
ニ イからハまでに掲げるもののほか、その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人

五
3
5
（略）
（削る）

（人事院の権限及び責務）
第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律（次条、第五条第二項、第十二条第四項、第十四条、第十五条、第十五条の二、第十七条、第二十二條及び第二十四條の規定を除く。次号において同じ。）の実施の責めに任ずること。
二・三 （略）

（交流基準）
第五条 任命権者その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準（以下「交流基準」という。）に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

五
3
5
（同上）
（同上）

6
この法律において「各省各庁の長等」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁、宮内庁長官及び各外局の長並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長をいう。

（人事院の権限及び責務）
第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律（次条、第五条第二項、第十二条第三項、第十四条、第十五条、第十七条、第二十二條及び第二十四條の規定を除く。次号において同じ。）の実施の責めに任ずること。
二・三 （同上）

（交流基準）
第五条 各省各庁の長等その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準（以下「交流基準」という。）に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

一 国の機関に置かれる部局等又は独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三条第三項及び第二十條において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

二・三（略）

2・3（略）

（民間企業の公募）

第六条（略）

2 人事院は、任命権者に対し、定期的に又はその求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

（交流派遣）

第七条 任命権者は、前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることができる。

2 任命権者は、前項の規定による交流派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該交流派遣に係る職員の同意を得た上で、人事院規則で定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定を受けなければな

ない。

一 国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であつて民間企業に対する処分等（法令の規定に基づいてされる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規定する行政指導をいう。第十三条第四項及び第二十條において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

二・三（同上）

2・3（同上）

（民間企業の公募）

第六条（同上）

2 人事院は、各省各庁の長等に対し、定期的に又はその求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

（交流派遣）

第七条 各省各庁の長等は、人事院規則の定めるところにより、交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を人事院に提出し、部内の職員について前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることを要請することができる。

2 各省各庁の長等は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る職員の同意を得なければならぬ。

らない。
(削る)

3 任命権者は、第一項の規定による交流派遣をするときは、当該交流派遣に係る民間企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、前項の認定を受けた計画に従って、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終了その他交流派遣に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項について取決めを締結しなければならない。この場合において、任命権者は、当該職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

2 第八条（交流派遣の期間）
（交流派遣の期間）
（略）

前条第一項の規定により交流派遣をした任命権者は、当該派遣先企業から当該交流派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由がある」と認める場合には、当該交流派遣をされた職員（以下「交流派遣職員」という。）の同意及び人事院の承認を得て、当該交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、交流派遣の期間を延長することができる。

3 第一項の規定による要請に係る交流派遣の実施に関する計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院が認定した場合には、人事院総裁は、当該要請に係る職員（その職員が人事院事務総局の職員であるときを除く。）を人事院事務総局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員について当該要請に係る民間企業への交流派遣を実施するものとする。

4 人事院総裁は、前項の規定による交流派遣の実施に当たっては、同項の民間企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、同項の認定を受けた計画に従って、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終了その他交流派遣に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項について取決めを締結しなければならない。この場合において、人事院総裁は、当該職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

2 第八条（同上）
（交流派遣の期間）
（同上）

前項の期間は、派遣先企業から当該期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由がある」と人事院が認めた場合は、前条第三項の規定により交流派遣をされた職員（以下「交流派遣職員」という。）及び当該交流派遣職員の交流派遣を要請した各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）の同意を得て、交流派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延

<p>3 (略) (交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)</p>	<p>2 (削る) (略)</p>	<p>5 4 (略) (略) 第十三条 (交流派遣職員の職務への復帰) 任命権者は、交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その交流派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに当該交流派遣に係る交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。</p>	<p>3 2 (略) 交流派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。</p>	<p>3 2 (労働契約の締結) 第九条 交流派遣職員は、第七条第三項の取決めに定められた内容に従つて、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、当該派遣先企業の業務に従事するものとする。 (交流派遣職員の服務等) 第十二条 (略)</p>
<p>4 (同上) (交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)</p>	<p>3 2 (同上) 交流派遣職員が職務に復帰したときは、交流派遣元機関の長(人事院総裁を除く。)は、直ちに、当該交流派遣職員をその部内の機関(交流派遣元機関の長が特定独立行政法人の長である場合には、当該特定独立行政法人)に属する官職に就けるために必要な措置をとらなければならない。</p>	<p>4 3 (同上) (同上) 第十三条 (交流派遣職員の職務への復帰) 任命権者は、交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その交流派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに当該交流派遣に係る交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。</p>	<p>2 (新設) (同上)</p>	<p>長することができる。 (労働契約の締結) 第九条 交流派遣職員は、第七条第四項の取決めに定められた内容に従つて、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、当該派遣先企業の業務に従事するものとする。 (交流派遣職員の服務等) 第十二条 (同上)</p>

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

(交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任)

第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、児童手当法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政

第十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

(新設)

令で定める。

（交流採用職員の服務等）

第二十一条（略）

2（略）

3 第十二条第五項の規定は、交流採用職員について準用する。

（人事交流の制度の運用状況の報告）

第二十三条 任命権者は、毎年、人事院に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならない。

2 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

1 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第七条第二項の規定による書類の提出の時に占めていた官職

2 三年前の年の一月一日から前年の十二月三十一日までの間に交流派遣後職務に復帰した職員が前年（三年前の年に交流派遣後職務に復帰した場合にあつては、その復帰の日から起算して二年を経過する日までに限る。）に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位

3 前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）

4 前三号に掲げるもののほか、人事交流の制度の運用状況の透明化を図るために必要な事項

（交流採用職員の服務等）

第二十一条（同上）

2（同上）

3 第十二条第四項の規定は、交流採用職員について準用する。

（人事交流の状況の報告）

第二十三条 交流派遣職員は、人事院総裁から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

2 任命権者は、毎年、人事院に対し、交流採用職員の任用及び職務の遂行の状況を報告しなければならない。

3 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に第七条第三項の規定により交流派遣をされた職員の派遣先企業における地位及び当該職員が当該交流派遣に係る同条第一項の要請の時に占めていた官職、同年に第九条第一項の規定により交流採用をされた職員の占める官職及び当該職員が当該交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）その他必要な事項を報告しなければならない。

(防衛省の職員への準用等)

第二十四条 この法律(第二条第一項及び第五項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第一項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、第二条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第一項又は第十六条第一項(第三号を除く。)の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)、」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒を除く。)」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。)」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第十二条第四項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)」と、第十四条第四項中「とし、その

(防衛省の職員への準用等)

第二十四条 この法律(第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十三条第三項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第一項又は第十六条第一項(第三号を除く。)の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)、」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員(自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒を除く。)」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「防衛大臣」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者(自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。)」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「防衛大臣に」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「職員(その職員が人事院事務総局の職員であるときを除

他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十二条中「）第二十一条第一項」とあるのは「）第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第二項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2
防衛大臣は、前項において準用する第七條第二項及び第十九條第二項の認定並びに前項において準用する

く。）を人事院事務総局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八条第二項中「各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）」とあるのは「各省各庁の長等」と、第十二条第三項中「国家公務員法第四百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十二条中「）第二十一条第一項」とあるのは「）第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2
防衛大臣は、前項において準用する第七條第三項及び第十九條第二項の認定、前項において準用する第八

<p>5 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。</p>	<p>3 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十條の規定は、第一項において準用する第七條第一項の規定により交流派遣をされた防衛省の職員には適用しない。</p> <p>4 第一項において準用する第七條第一項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八條第四項及び第九十九條第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。</p> <p>（削る）</p>
<p>6 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。</p>	<p>3 自衛隊法第六十條の規定は、第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣をされた防衛省の職員には適用しない。</p> <p>4 第一項において準用する第七條第三項の規定により交流派遣をされた自衛官（第六項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八條第四項及び第九十九條第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。</p> <p>5 第一項において準用する第二十條に規定する交流採用職員が離職後同條に規定する交流元企業の地位に就く場合には、自衛隊法第六十二條第二項の規定は、適用しない。</p>

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（第四条関係）

改正後	現行
<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一、六（略）</p> <p>七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務</p> <p>八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務</p> <p>九 国家公務員の退職手当制度に関する事務</p> <p>十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務</p> <p>十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務</p> <p>十二 第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）</p> <p>十三 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務</p> <p>十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務</p> <p>③・④（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣人事局の所掌に属するもの</p>	<p>第十二条（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>一、六（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内</p>

（傍線部分は改正部分）

を除く。)をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

第十五条 (略)

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。第十二条第二項第一号において同じ。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

3 (略)

4 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。

5 (略)

第十六条 (略)

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3 (略)

第十七条 (略)

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障(第二十二条第三項において「国家安全保障」という。)に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事

閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

第十五条 (同上)

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。第十七条第二項第一号において同じ。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

3 (同上)

4 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。

5 (同上)

第十六条 (同上)

2 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3 (同上)

第十七条 (同上)

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障(第二十一条第三項において「国家安全保障」という。)に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事

項に関するもの（危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。）

二 (略)

三 (略)

3 第十八条 (略)

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (略)

第二十一条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

第二十二条 (略)

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する。

3 第三十五条 (略)

第二十三条 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

項に関するもの（危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。）

二 (同上)

三 (同上)

3 第十八条 (同上)

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

3 (同上)

(新設)

第二十一条 (同上)

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 第三十五条 (同上)

第二十三条 (同上)

第二十四条 (同上)

第二十五条 (同上)

<p>第二十六条 (略)</p>	<p>2 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。</p>	<p>3 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を発することができる。</p>	<p>4 内閣官房令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。</p>	<p>5 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。</p>	<p>6 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>第二十七条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所、内閣官房の所掌事務のうち、第十二条第二項第十三号及び第十四号に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 内閣人事局は、第二十一条第二項に規定する事務のほか、当分の間、国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)第二章に定める基本方針に基づいて行う国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案並び</p>
<p>第二十五条 (同上)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>1 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(新設)</p>

に当該国家公務員制度改革に関する施策の実施の推進に
関する事務をつかさどる。

改正後	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>一〇五十四の四（略）</p> <p>五十四の五 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務</p> <p>五五〇六十二（略）</p> <p>（内閣総理大臣の権限） 第七条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。</p> <p>3 〇5 （略）</p> <p>6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>7 （略）</p> <p>（大臣補佐官） 第十四条の二 内閣府に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官六人以内を置くことができる。</p> <p>2 内閣府に、六人を超えて大臣補佐官を置く必要がある場合には、前項の大臣補佐官のほか、他省の大臣補佐官の職を占める者をもって充てられる大臣補</p>	<p>（所掌事務） 第四条（同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 （同上）</p> <p>一〇五十四の四（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>五五〇六十二（同上）</p> <p>（内閣総理大臣の権限） 第七条（同上）</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。</p> <p>3 〇5 （同上）</p> <p>6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>7 （同上）</p> <p>（新設）</p>

		<p>3 佐官を置くことができる。</p> <p>3 大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。</p> <p>4 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。</p> <p>5 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係する内閣官房長官又は特命担当大臣の意見を聴くものとする。</p> <p>6 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。</p> <p>7 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の職務について準用する。</p> <p>8 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p> <p>(設置)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
(略)	民間資金等活用事業 推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

		<p>(設置)</p> <p>第三十七条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>
(略)	民間資金等活用事業 推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

再就職等監視委員会	国家公務員法
退職手当審査会	国家公務員退職手当法
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

(長の権限等)

第五十八条 (略)

2 5 6 (略)

7 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

8 (略)

附則

(副大臣の定数等の特例)

第三条の二 (略)

2 第十三条第三項の規定にかかわらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務(大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)のうち東日本大震災からの復興に関連するもの(以下この項及び次条第二項において「東日本大震災復興関連事務」という。)に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣について第十三条第四項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

(大臣補佐官の定数等の特例)

第三条の三 第十四条の二第一項の規定にかかわらず、

再就職等監視委員会	国家公務員法
(新設)	(新設)
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

(長の権限等)

第五十八条 (同上)

2 5 6 (同上)

7 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

8 (同上)

附則

(副大臣の定数等の特例)

第三条の二 (同上)

2 第十三条第三項の規定にかかわらず、兼職復興副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、内閣府の所掌事務(大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)のうち東日本大震災からの復興に関連するもの(以下この項において「東日本大震災復興関連事務」という。)に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、兼職復興副大臣について同条第四項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第二項前段」とする。

(新設)

復興庁が廃止されるまでの間は、内閣府に、特に必要がある場合においては、復興庁設置法第十条の二第一項の復興大臣補佐官の職を兼ねる大臣補佐官（次項において「兼職復興大臣補佐官」という。）を除き、大臣補佐官六人以内を置くことができる。この場合において、第十四条の二第二項の規定の適用については、同項中「六人」とあるのは「附則第三条の三第一項前段に規定する兼職復興大臣補佐官を除き、六人」と、「前項」とあるのは「同項前段」とする。

第十四条の二第三項の規定にかかわらず、兼職復興大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、東日本大震災復興関連事務に係る特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（内閣総理大臣の権限） 第七条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。</p> <p>3 5（略）</p> <p>6 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>7（略） （大臣補佐官）</p> <p>第十条の二 復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。</p> <p>2 大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。</p> <p>3 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。</p> <p>5 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。</p> <p>6 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第九十条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について</p>	<p>（内閣総理大臣の権限） 第七条（同上）</p> <p>2 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。</p> <p>3 5（同上）</p> <p>6 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>7（同上） （新設）</p>

て準用する。

7 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げ

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (同上)

三 附則第十二条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の公布

の日又はこの法律の公布の日をいづれか遅い日

四 附則第十三条及び第十四条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の

整備等に関する法律(平成二十三年法律第 号)

の公布の日又はこの法律の公布の日をいづれか遅い日

五 附則第三条第一項(同項の表国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の項(第六十一条の六第

一項及び第六十一条の七第一項に係る部分に限る。)

に係る部分に限る。)の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定

の施行の日又はこの法律の施行の日をいづれか遅い日

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げ

る法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五	第十二条	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	国家公務員法	（略）
							第十九条第二項及び第四項、第二十五條第一項並びに第六十一條第七項	（略）
内閣府令	内閣府又は	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	内閣府	（略）
内閣府令、復興令	内閣府、又は	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	内閣府、復興令	（略）

る法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五	第十二条	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）	（略）
							第十九条第二項及び第四項、第二十五條第一項並びに第六十一條第六項	（略）
内閣府令	又は各省の	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	内閣府	（略）
復興令	、復興令又は各省の内閣府令、復興令	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	内閣府、復興令	（略）

二十五年法律
第七号)

又は省令

復興庁令(告示を含む。)又は省令

3 2
(略)

復興庁が廃止されるまでの間における東日本大震災復興特別区域法の規定の適用については、同法(第二章第四項、第十八条、第三十五条、第三十六条、第四章(第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項及び第六十四条を除く。))及び第八十七条を除く。)中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令(告示を含む。)」・「主務省令」とあるのは「復興庁令(告示を含む。)」・「主務省令」と、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第十二条第九項中「内閣府」とあるのは「復興庁」と、同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」と、同法第四十九条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「内閣府又は」とあるのは「内閣府、

二十五年法律
第七号)

告示を含む。
復興庁令

3 2
(略)

復興庁が廃止されるまでの間における東日本大震災復興特別区域法の規定の適用については、同法(第二章第四項、第十八条、第三十五条、第三十六条、第四章(第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項及び第六十四条を除く。))及び第八十七条を除く。)中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令(告示を含む。)」・「主務省令」とあるのは「復興庁令(告示を含む。)」・「主務省令」と、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第十二条第九項中「内閣府」とあるのは「復興庁」と、同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」と、同法第四十九条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「又は各省の内閣府令」とあるのは「

復興庁又は」と、「又は省令」とあるのは、「復興庁令（告示を含む。）又は省令」と、同法第八十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

第四条（略）

第十二条から第十四条まで 削除

復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令」と、同法第八十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

第四条（略）（同上）

第十二条 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二十二條のうち内閣府設置法附則第三条の改正規定中「前条第二項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に、「前条第三項」を「附則第二条第三項」に、「前条第一項」を「附則第二条第一項」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十三条 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（復興庁設置法の一部改正）

第八十一条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百一十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の項を次のように改める。

国家公務員法 （昭和二十二年法律第二百十号）	第三十二条	内閣府	内閣府及び復興庁
	第一項	内閣府	復興庁
第四十七條	第一項、第	内閣府	復興庁

百六十四条 第二項および第四項並びに第六十八條第一	第四十八條 第一項	府及び内閣
		府及び復興、内閣府

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前である場合には、前条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第八十一条」とあるのは、「第七十九条」とする。

2 前項の場合において、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律附則第三条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第七十九条」とあるのは、「第八十条」とする。

3 第一項の場合において、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第七条のうち国家公務員法等の一部を改正す

る法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
本則に一条を加える改正規定中「第八十条」とあるの
は、「第八十一条」とする。

改正後	現行
<p>第十一条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならぬ。</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>（大臣補佐官）</p> <p>第十七条の二 各省に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。</p> <p>2 大臣補佐官は、その省の長である大臣の命を受け、特定の政策に係るその省の長である大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、その省の長である大臣を補佐する。</p> <p>3 大臣補佐官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。</p> <p>4 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。</p> <p>5 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。</p> <p>6 常勤の大臣補佐官は、在任中、その省の長である大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従</p>	<p>第十一条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならぬ。</p> <p>第十四条（同上）</p> <p>2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>（新設）</p>

事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条） （削る）</p> <p>第二款～第六款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。</p> <p>二 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。</p> <p>三から九まで 削除 （削る） （削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条）</p> <p>第一款の二 退職手当・恩給審査会（第八条の二）</p> <p>第二款～第六款（同上）</p> <p>第三節・第四節（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二章（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務について、内閣総理大臣を補佐すること。</p> <p>三 国家公務員の退職手当制度に関すること。</p> <p>四 特別職の国家公務員の給与制度に関すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く）</p>

(削る)
(削る)

(削る)
(削る)

十 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に
関すること。

十一 行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整
に關すること。

十二 (略)

十三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年
法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
をいい、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年
法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法
人をいう。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に
規定する大学共同利用機関法人をいう。))及び日本司
法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第
七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センター
をいう。))を含む。以下同じ。)に関する共通的な制
度の企画及び立案に關すること。

十四(九十九)(略)

(勧告及び調査等)

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第
十一号及び第十八号に掲げる事務について必要があると
認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすること
ができる。

258 (略)

第八条 本省に、地方財政審議会を置く。

く。

六 恩給制度に関する企画及び立案に關すること。

七 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担
に關すること。

八 削除

九 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に
關すること。

十 行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立
案並びに調整に關すること。

十一 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定
員の設置、増減及び廃止に關する審査を行うこと。

十二 (同上)

十三 独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項
に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人(国立
大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一
項に規定する国立大学法人をいう。))、大学共同利用
機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法
人をいう。))及び日本司法支援センター(総合法律支
援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定す
る日本司法支援センターをいう。))を含む。以下同じ
。)に関する共通的な制度の企画及び立案に關するこ
と。

十四(九十九)(同上)

(勧告及び調査等)

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第
十号及び第十八号に掲げる事務について必要があると認
めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることが
できる。

258 (同上)

第八条 本省に次の審議会等を置く。

2
(略)

(削る)

(管区行政評価局等)

第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務並びに内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第十号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一〇四 (略)

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局

2
退職手当・恩給審査会
地方財政審議会
(同上)

第一款の二 退職手当・恩給審査会

第八條の二 退職手当・恩給審査会は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）及び恩給法（大正十二年法律第四十八号。恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則その他恩給に関する法律を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、退職手当・恩給審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当・恩給審査会に關し必要な事項については、政令で定める。

(管区行政評価局等)

第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務を分掌する。

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一〇四 (同上)

(新設)

4| 及び沖繩行政評価事務所に属させられた事務については
5| 内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。
6| (略)

3|
5|
(同上)

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（目的及び適用範囲） 第一条（略） 一、十一（略） 十一の二 常勤の大臣補佐官 十二、四十五（略） 四十五の二 非常勤の大臣補佐官 四十六、七十五（略） 第三条（略） 2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百二十二万二千円 二・三（略） 3（略） 4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、内閣総理大臣に協議しなければならない。 一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（目的及び適用範囲） 第一条（同上） 一、十一（同上） （新設） 十二、四十五（同上） （新設） 四十六、七十五（同上） 第三条（同上） 2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一 第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十二万二千円 二・三（同上） 3（同上） 4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、総務大臣に協議しなければならない。 一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。</p> <p>二・三（同上）</p>

(非常勤の内閣総理大臣補佐官等の給与)
 第九条 第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる特別職の職員(以下「非常勤の内閣総理大臣補佐官等」という。)には、一般職給与法第二十二条第一項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「内閣総理大臣と協議して」とする。
 (侍従次長等の給与)
 第十条 第一条第七十三号に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、内閣総理大臣の定めるところにより、一般職の職員の例による。

附 則

1 3 (略)

4 当分の間、内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は常勤の大臣補佐官がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九条の二の規定は、適用しない。

5 (略)
 別表第一(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
(略)	(略)
内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官	一、一九八、〇〇〇円

(非常勤の内閣総理大臣補佐官等の給与)
 第九条 第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる特別職の職員(以下「非常勤の内閣総理大臣補佐官等」という。)には、一般職給与法第二十二条第一項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「総務大臣と協議して」とする。
 (侍従次長等の給与)
 第十条 第一条第七十三号に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、総務大臣の定めるところにより、一般職の職員の例による。

附 則

1 3 (同上)

4 当分の間、内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣又は大臣政務官がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九条の二の規定は、適用しない。

5 (同上)
 別表第一(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
(略)	(略)
内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官	一、一九八、〇〇〇円

(略)	常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常 勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長
(略)	

(略)	常勤の内閣総理大臣補佐官 (新設) 国家公務員倫理審査会の常 勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長
(略)	

改正後	現行
<p>(防衛大臣政策参与)</p> <p>第七条 防衛省に、防衛大臣政策参与三人以内を置くことができる。</p> <p>2 防衛大臣政策参与は、防衛省の所掌事務に関する重要事項に關し、防衛大臣に進言し、及び防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申する。</p> <p>3 防衛大臣政策参与は、非常勤とすることができる。</p> <p>4 防衛大臣政策参与の任免は、防衛大臣が行う。</p> <p>5 自衛隊法第五十二条、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定は、防衛大臣政策参与の服務について準用する。</p> <p>6 常勤の防衛大臣政策参与は、在任中、防衛大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。</p> <p>7 防衛大臣政策参与は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。</p> <p>(防衛会議)</p> <p>第十九条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>防衛副大臣 防衛大臣政務官 防衛大臣補佐官 防衛大臣政策参与</p>	<p>(防衛大臣補佐官)</p> <p>第七条 防衛省に、防衛大臣補佐官三人以内を置くことができる。</p> <p>2 防衛大臣補佐官は、防衛省の所掌事務に関する重要事項に關し、防衛大臣に進言し、及び防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申する。</p> <p>3 防衛大臣補佐官は、非常勤とすることができる。</p> <p>4 防衛大臣補佐官の任免は、防衛大臣が行う。</p> <p>5 自衛隊法第五十二条、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定は、防衛大臣補佐官の服務について準用する。</p> <p>6 常勤の防衛大臣補佐官は、在任中、防衛大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。</p> <p>7 防衛大臣補佐官は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。</p> <p>(防衛会議)</p> <p>第十九条の二 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>防衛副大臣 防衛大臣政務官 防衛大臣補佐官 (新設) 防衛大臣補佐官</p>

5
・
6 事務次官
官房長及び局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
(略)

5
・
6 事務次官
官房長及び局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
情報本部長
(同上)

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第三条（略） 2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。</p>	<p>第三条（同上） 2 前項に規定する準則は、法務大臣が総務大臣と協議して、これを定める。</p>

改正後	現行
<p>（寒冷地手当の支給）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として内閣総理大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は内閣総理大臣が定める区域に居住するもの</p> <p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（略）</p> <p>備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないものうち、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（内閣総理大臣が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして内閣総理大臣が定めるものを含むものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 一・二（略）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員その他の内閣総理大臣が定める職員 零</p>	<p>（寒冷地手当の支給）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として総務大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は総務大臣が定める区域に居住するもの</p> <p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないものうち、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（総務大臣が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして総務大臣が定めるものを含むものとする。</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 一・二（同上）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員その他の総務大臣が定める職員 零</p>

<p>4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、内閣総理大臣が定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として内閣総理大臣が定める場合</p> <p>5 (略)</p> <p>(内閣総理大臣への委任)</p> <p>第三条 前条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>2 内閣総理大臣は、第一条、前条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならない。</p> <p>(防衛省の職員への準用)</p> <p>第五条 第一条、第二条(第三項第二号を除く。)及び第三条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p>	<p>4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、総務大臣が定める額とする。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として総務大臣が定める場合</p> <p>5 (同上)</p> <p>(総務大臣への委任)</p> <p>第三条 前条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、総務大臣が定める。</p> <p>2 総務大臣は、第一条、前条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならない。</p> <p>(防衛省の職員への準用)</p> <p>第五条 第一条、第二条(第三項第二号を除く。)及び第三条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p>
---	---

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 退職手当の支給制限等（第十一条―第十九条）</p> <p>第五章 雑則（第二十条・第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）</p> <p>第八条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる者以外の職員は、内閣官房令で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、内閣官房令で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてははその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。</p> <p>7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、内閣官房令で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章 退職手当の支給制限等（第十一条―第十八条）</p> <p>第五章 雑則（第十九条・第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）</p> <p>第八条の二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 次に掲げる者以外の職員は、総務省令で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</p> <p>一～四（同上）</p> <p>4・5（同上）</p> <p>6 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてははその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。</p> <p>7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。</p>

8 (略)

一 (略)
二 第二十条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
三 五 (略)

9 各省各庁の長等は、この条の規定による募集及び認定について、内閣官房令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、募集実施要項（第五項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。

10 内閣総理大臣は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして内閣官房令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該

8 (同上)

一 (同上)
二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
三 五 (同上)

9 各省各庁の長等は、この条の規定による募集及び認定について、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、募集実施要項（第五項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。

10 総務大臣は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同

同号イ又はロに掲げる期間に該当する全ての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十條第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十條第二項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他内閣官房令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、内閣官房令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

2

(略)

一・二 (略)

号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十條第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十條第二項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

2

(同上)

一・二 (同上)

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の内閣官房令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして内閣官房令で定めるときに該当する場合については、内閣官房令で、同項の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

4 15 (略)

(退職手当審査会)

第十八条 内閣府に、退職手当審査会を置く。

2 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、政令で定める。

(退職手当審査会等への諮問)

第十九条 退職手当管理機関（第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。）は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合については、総務省令で、同項の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

4 15 (同上)

(新設)

(退職手当・恩給審査会等への諮問)

第十八条 退職手当管理機関（第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。）は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当・恩給審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当・恩給審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張

した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(職員が退職した後引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第二十条 (略)

(実施規定)

を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(職員が退職した後引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第十九条 (同上)

(実施規定)

第二十一条 (略)

附則

24

退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額の減額改定で内閣総理大臣が定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

第二十条 (同上)

附則

24

退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額の減額改定で総務大臣が定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

○ 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の内閣総理大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。</p>	<p>（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の総務大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。</p>

○ 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>2 第八条 (特別職の外務公務員の任免等) (略)</p> <p>2 外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずる場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、大使及び公使について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、外務大臣に対し、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずることについて協議を求めることができる。この場合において、協議が調ったときは、外務大臣は、当該協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長であることを免ずるものとする。</p> <p>4 6 (略)</p>	<p>2 第八条 (特別職の外務公務員の任免) (新設) (同上)</p> <p>2 4 (同上)</p>

改正後	現行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 隊員 第一節 通則（第三十条の二―第三十四条） 第二節～第五節（略） 第六章～第九章（略） 附則 （定義） 第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。</p> <p>2 3 4（略） 5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同</p>	<p>目次 第一章～第四章（同上） 第五章 隊員 第一節 通則（第三十一条―第三十四条） 第二節～第五節（同上） 第六章～第九章（同上） 附則 （定義） 第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。</p> <p>2 3 4（同上） 5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職</p>

項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

(定義)

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること（臨時的な任用を除く。）をいう。
- 二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。
- 五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。
- 六 幹部隊員 防衛省の事務次官、官房長、局長若しくは次長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

にある職員以外のものをいうものとする。

(新設)

七 管理隊員 防衛省の内部部局の課長の官職又はこれ

に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。

（任命権者及び人事管理の基準）

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者（幹部隊員にあつては、防衛大臣）が行う。

2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次、合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の六第一項において同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならない。

3 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）は、防衛大臣が定める。

（人事評価）

第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 隊員の執務については、防衛大臣又はその委任を受けた者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

（任命権者及び人事管理の基準）

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者が行う。

（新設）

2 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、防衛大臣が定める。

（新設）

3 | 前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法
に關する事項その他人事評価に關し必要な事項は、防衛
大臣が定める。

(幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用)
第三十一条の三 選考による隊員(自衛官を除く。以下こ
の条、次条、第三十一条の六、第四十二条の二、第四十
四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において
同じ。)の採用であつて、幹部職への任命に該当するも
のは、防衛大臣が、幹部候補者名簿(国家公務員法第六
十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。以
下この条において同じ。)に記載されている者であつて
、当該任命しようとする幹部職についての適性を有する
と認められるものの中から行うものとする。

2 | 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該當
するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されて
いる者であつて、隊員の人事評価に基づき、当該任命し
ようとする幹部職についての適性を有すると認められる
ものの中から行うものとする。

3 | 防衛大臣は、幹部候補者名簿に記載されている隊員の
降任であつて、幹部職への任命に該當するものを行う場
合には、当該隊員の人事評価に基づき、当該任命しよ
うとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部
職に任命するものとする。

4 | 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の
事情により人事評価が行われていない隊員のうち、幹部
候補者名簿に記載されている隊員の昇任、転任又は降任
であつて、幹部職への任命に該當するものについては、
防衛大臣が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外
の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職に
ついての適性を判断して行うことができる。

(新設)

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

第三十一条の四 防衛大臣は、隊員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部隊員の退職(政令で定めるものに限る。第四項において同じ。)及び免職(以下この条において「採用等」という。)を行う場合には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 | 前項の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間的余裕がないときは、防衛大臣は、同項の規定にかかわらず、当該協議を行うことなく、隊員の採用等を行うことができる。

3 | 防衛大臣は、前項の規定により隊員の採用等を行った場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、防衛省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならない。

4 | 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部隊員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任、転任、降任、退職及び免職(以下この項において「昇任等」という。)について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。
(管理職への任用に関する運用の管理)

(新設)

第三十一条の五 防衛大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

(新設)

2 内閣総理大臣は、第三十一条第三項の規定により採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める基準のうち、管理職への任用に関する基準に照らして必要があると認める場合には、防衛大臣に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(人事に関する情報の管理)

(新設)

第三十一条の六 内閣総理大臣は、防衛大臣に対し、政令で定めるところにより、幹部隊員、管理隊員、課程対象者である隊員その他これらに準ずる隊員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提出された情報を適正に管理するものとする。

(隊員の採用)

(隊員の採用)

第三十五条 (略)

(新設)

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性(自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。)を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(隊員の昇任、降任及び転任)

第三十七条 隊員の昇任及び転任(自衛官にあつては、昇任)は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

一 自衛官 任命しようとする階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性

2 隊員を降任させる場合(隊員の幹部職への任命に該当する場合を除く。)は、懲戒処分による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任又は転任(自衛官にあつては、昇任又は降任)については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができる。

4 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任及び転任(自衛官にあつては、昇任及び降任)の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の

2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(隊員の昇任)

第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功勞に基づく選考又は試験によるものとする。

(新設)

(新設)

2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の

いずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

二～四 (略)

(幹部隊員の降任に関する特例)

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員(幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部隊員を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、政令の定めるところにより、当該幹部隊員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任(直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。)を行うことができる。

一 当該幹部隊員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、同じ職制上の段階に属する他の官職を占める他の幹部隊員に比して勤務実績が劣っているものとして政令で定める要件に該当する場合

二 当該幹部隊員が現に任命されている官職に幹部隊員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当する場合

三 当該幹部隊員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる同じ職制上の段階に属する他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として政令で定める要件に該当すること若しくは同じ職制上の段階に属する他の官職の職務を行うと仮定し

一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務実績がよくない場合

二～四 (同上)

(新設)

た場合において当該幹部隊員が当該他の官職に現に就いている他の隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部隊員の任用を適切に行うため当該幹部隊員を降任させる必要がある場合として政令で定めるその他の場合

(休職)

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一・二 (略)

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)
第四十四条の二 隊員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。)に退職する。

2・3 (略)

(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)

第四十四条の四 (略)

一・六 (略)

七 国家公務員法の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

2・3 (略)

(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、人事評価に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定さ

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一・二 (同上)

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)
第四十四条の二 隊員(自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。)は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。)に退職する。

2・3 (同上)

(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)

第四十四条の四 (同上)

一・六 (同上)

七 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

2・3 (同上)

(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基づく選考により、予備自衛官を、そ

2
(略)

れている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

2
(同上)

の現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（再就職等規制）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 服務（第五十二条―第六十五条）</p> <p>第五節 退職管理</p> <p>第一款 離職後の就職に関する規制（第六十五条の二―第六十五条の四）</p> <p>第二款 違反行為に関する調査等（第六十五条の五―第六十五条の九）</p> <p>第三款 雑則（第六十五条の十一―第六十五条の十三）</p> <p>第六節 予備自衛官等</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>第九章 罰則（第一百八条―第二百二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（任命権者等）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 隊員の退職管理は、防衛大臣が行う。ただし、第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理（第六十五条の三第二項第五号、同条第六項において準用する国家公務員法第百六条の三第五項、第六十五条の四第五項第六号、同条第九項において準用する同法第百六条の四第八項、第六十五条の四第十項</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（同上）</p> <p>第五章 隊員</p> <p>第一節～第三節（同上）</p> <p>第四節 服務（第五十二条―第六十五条）</p> <p>第五節 予備自衛官等</p> <p>第六章～第八章（同上）</p> <p>第九章 罰則（第一百八条―第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（任命権者及び人事管理の基準）</p> <p>第三十一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>（新設）</p>

第六十五条の八第一項において準用する同法第十八条の三第一項、第十八条の四（同項に係る部分に限る。）
、第六十六条の十六から第六十六条の二十まで、第六十六条の二十一第一項及び第二項並びに第六十六条の二十二並びに第六十五条の九の規定に係るものに限る。次項において同じ。）にあつては、内閣総理大臣が行う。

4 隊員の任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）は、この法律に定めるもののほか、防衛大臣（第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理に関する基準にあつては内閣総理大臣）が定める。

（非常勤の隊員等の特例）

第三十四条 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員（第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官を除く。）、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に対するこの章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令で同章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の特例（罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするものに限る。）を定めることができる。

（不服申立ての処理）

第四十九条（略）

256（略）

7 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、隊員に

3 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）は、防衛大臣が定める。

（非常勤の隊員の特例）

第三十四条 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員に対する本章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基づいて、政令で同章に定める制限を緩和し、又は排除することができる。

（不服申立ての処理）

第四十九条（同上）

256（同上）

7 第一項に規定する処分を除くほか、隊員に対する処分

対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

(秘密を守る義務)

第五十九条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が同項において準用する同法第十八条の三第一項の規定により行う調査に際して、隊員が、職務上の秘密に属する事項を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載、記録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示する場合には、適用しない。

(職務に専念する義務)

第六十条 (略)

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 (略)

(私企業からの隔離)

第六十二条 (略)

(削る)

については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

(秘密を守る義務)

第五十九条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

(職務に専念する義務)

第六十条 (同上)

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(次項及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 (同上)

(私企業からの隔離)

第六十二条 (同上)

2 隊員(第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として防衛省令で定めるものを除く。)は、離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前五年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就く

2| 前項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に従い
行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場
合には、適用しない。
(削る)

(削る)

第五節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制
(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、営利企業等(営利企業及び営利
企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独
立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第
百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法
人を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、他の隊員を
その離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企
業等若しくはその子法人(当該営利企業等に財務及び営
業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これ
に準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政
令で定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせる
ことを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に
関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の

てはならない。

3| 前二項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に従
い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた
場合には、適用しない。

4| 防衛大臣は、前項に規定する承認のうち、第二項の地
位に就くことに係る承認を行い、又は行わないこととす
る場合には、政令で定める審議会等に付議し、その議決
に基づいて行わなければならない。

5| 内閣は、毎年、遅滞なく、国会に対し、前年において
防衛大臣が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に
係るものを除く。)に関し、各承認の処分ごとに、承認
に係る者が離職前五年間に在職していた防衛省における
官職、承認に係る営利を目的とする会社その他の団体の
地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなけれ
ばならない。

(新設)

(新設)

(新設)

提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合

イ 定年が年齢六十年に満たないとされている自衛官
ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十年に達していないもの

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員とし

ての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算予定隊員」とは、任命権者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる隊員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（在職中の求職の規制）

第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等（営利企業等のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 退職手当通算予定隊員（前条第四項に規定する退職手当通算予定隊員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織（防衛省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合

三 若年定年等隊員が第六十五条の十第一項に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該

（新設）

利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関
して行う場合

四 一般定年等隊員（若年定年等隊員以外の隊員をいう
。以下同じ。）が官民人材交流センターから紹介され
た利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又は
その子法人の地位に就くことに関して行う場合

五 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等
若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、
自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する
情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要
求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確
保に支障が生じないと認められる場合として政令で定
める場合において、政令で定める手続により若年定年
等隊員にあつては防衛大臣の、一般定年等隊員にあつ
ては内閣総理大臣の承認を得て、当該承認に係る利害
関係企業等に対して行う場合

3 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行い、又は
行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところ
により、政令で定める審議会等（以下「審議会」という
。）の意見を聴かなければならない。

4 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認について
の行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対し
て行うことができる。

5 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれ
に対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議
決に基づいて行わなければならない。

6 国家公務員法第百六条の三第三項から第五項までの規
定は、内閣総理大臣が行う第二項第五号に規定する承認
について準用する。

（再就職者による依頼等の規制）

第六十五条の四 隊員であつた者であつて離職後に営利企

業等の地位に就いている者（退職手当通算予定隊員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 | 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 | 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官若しくは内部部局に置かれる局の局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属

（新設）

するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自らが決定したものの又は防衛省による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 防衛省に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合に

<p>(一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。)</p>	<p>六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者にあつては防衛大臣の、離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者にあつては内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合</p>	<p>6 防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>7 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。</p>	<p>8 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。</p>	<p>9 国家公務員法第百六条の四第六項から第八項までの規定は、内閣総理大臣が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。</p>	<p>10 隊員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合に</p>
--	--	--	--	---	---	---

あつては防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあつては再就職等監察官に、その旨を届け出なければならぬ。

第二款 違反行為に関する調査等

(若年定年等隊員等に係る調査)

第六十五条の五 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為(前款の規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。)を行つた疑いがあると思料するときは、当該違反行為に関する調査を行うことができる。

2 | 防衛大臣は、前項の調査に必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に係るものと認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 | 防衛大臣は、第一項の調査に必要があるとき認めるときは、隊員に、当該調査の対象である若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に出頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 | 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 | 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会への権限の委任)

第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

(新設)

(新設)

(新設)

(懲戒手続等)

第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に関して懲戒その他の処分を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 審議会は、防衛大臣に対し、この節の若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係る規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置に関し、意見を述べることができる。

(一般定年等隊員等に係る調査)

第六十五条の八 国家公務員法第十八条の三第一項、第十八条の四(同項に係る部分に限る。)、第百六条の十六から第百六条の二十まで、第百六条の二十一第一項及び第二項並びに第百六条の二十二の規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為に関する調査について準用する。この場合において、同法第百六条の十六、第百六条の十七、第百六条の十八第一項、第百六条の十九、第百六条の二十第二項及び第三項並びに第百六条の二十一第一項及び第二項の規定中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第百六条の十八第一項及び第百六条の二十第一項中「第百六条の四第九項」とあるのは「自衛隊法第六十五条の四第十項」と読み替えるものとする。

2 第六十五条の五第二項から第五項までの規定は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の規定による調査について準用する。この場合において、第六十五条の五第二項及び第三項中「防衛大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「隊員に、当該調査」とあるのは「当該調査」と、「若年定年等隊員」とあるのは「一般定年等隊員」と、「質問させ、」とあるのは「

(新設)

(新設)

「質問し、」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは「検査し」と、「質問させる」とあるのは「質問する」と読み替えるものとする。

(一般定年等隊員等に係る勧告等)

第六十五条の九 再就職等監視委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係るこの節(第六十五条の三第三項から第五項まで、第六十五条の四第六項から第八項まで、第六十五条の五から第六十五条の七まで、前条第二項及び次款の規定を除く。)の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、内閣総理大臣に勧告することができる。

第三款 雑則

(隊員の離職に際しての援助)

第六十五条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

2 国家公務員法第十八条の五第一項及び第十八条の六(同項に係る部分に限る。)の規定は、一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助について準用する。

(防衛大臣への届出等)

第六十五条の十一 隊員(退職手当通算予定隊員を除く。

)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定による届出があつたときは、第六十五条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行うものとする。

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならぬ。
- 一 特定独立行政法人以外の独立行政法人
- 二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
- 三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
- 四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）
- 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。
- 5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定

める事項を公表するものとする。

(再就職後の公表)

第六十五条の十二 在職中に第六十五条の三第二項第五号の承認を得た管理職隊員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、その者の離職後二年間(その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。)、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 防衛省が当該営利企業等に対して交付した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総額

三 防衛省と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約に係る金額の総額

四 その他政令で定める事項

第六十五条の十三 防衛大臣は、毎年度、防衛省令で定めるところにより、第六十五条の十第一項に規定する就職の援助の実施結果について公表するものとする。

第六節 予備自衛官等

(適用除外)

第七十五条 第四十一条、第三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項、第六十一条から第六十三条まで並びに前節の規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2 第四十一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前節

(新設)

(新設)

第五節 予備自衛官等

(適用除外)

第七十五条 第四十一条、第三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適用があるものとする。

2 第四十一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十二条及び第六十三条の規

の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつて
いる者については、適用しない。

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条の四第一項の規定に違反する行為（職務
上不正な行為をするように、又は相当の行為をしな
いように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再
就職者

四 第六十五条の四第二項の規定に違反する行為（職務
上不正な行為をするように、又は相当の行為をしな
いように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再
就職者

五 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為（職務
上不正な行為をするように、又は相当の行為をしな
いように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再
就職者

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為（職務
上不正な行為をするように、又は相当の行為をしな
いように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再
就職者

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は
依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受け
たことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行
為をしなかつた者

八 (略)

2 (略)

第百十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三
年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の五第二項（第六十五条の八第二項にお

定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつて
いる者については、適用しない。

第百十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲
役又は三万円以下の罰金に処する。

一・二 (同上)

三 第六十二条第二項の規定に違反して営利を目的とす
る会社その他の団体の地位に就いた者

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 (同上)

2 (同上)

(新設)

いて読み替えて準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は第六十五条の五第二項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者

二 第六十五条の五第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなくて証言を行わず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ虚偽の事項を記載した書類若しくは写しを提出した者

三 第六十五条の五第三項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第六十五条の五第一項の調査の対象である若年定年等隊員及び離職の際に若年定年等隊員であつた者並びに第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である一般定年等隊員及び離職の際に一般定年等隊員であつた者を除く。）

第百十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

一 職務上不正な行為（第六十五条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企

（新設）

業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

二 職務に関し、他の隊員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

三 前号の職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた隊員

第二百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第六十五条の四第一項から第四項までの規定に違反して、隊員又はこれらの規定に規定する隊員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

二 第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（新設）

改正後	現行
<p>（俸給）</p> <p>第四条 防衛省の事務次官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣政策参与、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）<u>、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）</u>には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五から別表第八まで、別表第十及び別表第十一に定める額の俸給を支給する。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>5 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職給与法別表第十<u>一に掲げる俸給月額のうち政令で定める号俸の額に相当する額の俸給を支給する。</u></p> <p>（職務の級等）</p> <p>第四条の二 事務官等（特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員を除く。）の職務は、別表第一並びに一般職給与法別表第一、別表第五から別表第八まで及び別表第十に定める職務の級又は一般職給与法別表第十一に定める号俸に分類するものとし</p>	<p>（俸給）</p> <p>第四条 防衛省の事務次官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣補佐官、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）<u>、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）</u>には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五から別表第八まで、別表第十及び別表第十一に定める額の俸給を支給する。</p> <p>2 3 4 （同上）</p> <p>5 常勤の防衛大臣補佐官には、一般職給与法別表第十一に掲げる俸給月額のうち政令で定める号俸の額に相当する額の俸給を支給する。</p> <p>（職務の級）</p> <p>第四条の二 事務官等（<u>第六条の規定の適用を受ける事務官等並びに</u>特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員を除く。）の職務は、別表第一並びに一般職給与法別表第一、別表第五から別表第八まで及び別表第十に定める職務の級に分類するものと</p>

、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

2・3 (略)

(号俸の決定基準等)

第五条 新たに職員(常勤の防衛大臣政策参与、次条の規定の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員(次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「再任用職員」という。))を除く。以下この条において同じ。)として任用された者の号俸の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときの号俸の決定基準については、政令で定める。

一(五) (略)

2

一般職給与法第八条第六項から第十一項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第六項中「職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。))」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十六条」と、同条第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第九項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐

し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

2・3 (同上)

(号俸の決定基準等)

第五条 新たに職員(常勤の防衛大臣補佐官、次条の規定の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員(次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「再任用職員」という。))を除く。以下この条において同じ。)として任用された者の号俸の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときの号俸の決定基準については、政令で定める。

一(五) (同上)

2

一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。))」とあるのは「職員」と、同項から同条第七項まで及び第十項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十六条」と、同条第六項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第八項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一

、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)と読み替えるものとする。

3 医師又は歯科医師である自衛官(次条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。)を昇給させる場合の昇給の号俸数については、前項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この項、第八条第二項、第十一条の三第二項及び別表第二備考四において同じ。)における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第七項若しくは第八項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、当該号俸による俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とす

等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)と読み替えるものとする。

3 医師又は歯科医師である自衛官(次条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。)を昇給させる場合の昇給の号俸数については、前項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この項、第八条第二項、第十一条の三第二項及び別表第二備考四において同じ。)における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第六項若しくは第七項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、当該号俸による俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とす

ることができる。

5 (略)

第六条 一般職給与法別表第十一の適用を受ける事務官等の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第四条の二第一項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、決定する。

2 | 別表第二の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官の俸給月額、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定める号俸による額とする。

第九条 自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものの俸給月額は、第六条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、第六条第一項の規定によりその者が受ける号俸に応じた額又は前条第一項の規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を同法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第十二条 扶養親族を有する職員(常勤の防衛大臣政策参与、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。)には、一般職の国家公務員の例により、扶養手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十一条の二第二項中「十

ることができる。

5 (同上)
(新設)

第六条 一般職給与法別表第十一又は別表第二の陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける職員の俸給月額は、これらに掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定める号俸による額とする。

第九条 自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものの俸給月額は、第六条及び前条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を同法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第十二条 扶養親族を有する職員(常勤の防衛大臣補佐官、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。)には、一般職の国家公務員の例により、扶養手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十一条の二第二項中「十五

五日」とあるのは、自衛官については「三十日」とする。

2 (略)

2 (地域手当等)

第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の第三項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(

日」とあるのは、自衛官については「三十日」とする。

2 (同上)

2 (地域手当等)

第十四条 常勤の防衛大臣補佐官には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の第三項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下

以下「管理監督職員」という。）と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任

「管理職員」という。）と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任

期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項第一号ロ及び第二号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

用された職員を含む。以下「管理職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣補佐官、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（常勤の防衛大臣補佐官、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項第一号ロ及び第二号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 (略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出勤手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出勤手当、航空手当(当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ。)、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当(陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額)とし、その他の職員にあつては政令で定め

2 (同上)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣補佐官には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 (同上)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣補佐官にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出勤手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出勤手当、航空手当(当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ。)、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当(陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額)とし、その他の職員にあつては政令で定め

る給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。第二十八条の二 定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第二十条第一項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができ。

2
5 (略)

附則

5 一般職給与法附則第八項の規定は、職員の俸給月額、専門スタッフ職調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。この場合において、同項中「号俸でないもの」とあるのは「号俸でないもの及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛官である再任用職員を除く。）であつてその号俸がその階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては同法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項において同じ。）における最低の号俸でないもの」と、同項第一号中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。第二十八条の二 定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第十九条第一項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができ。

2
5 (同上)

附則

5 一般職給与法附則第八項の規定は、職員の俸給月額、専門スタッフ職調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。この場合において、同項中「号俸でないもの」とあるのは「号俸でないもの及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛官である再任用職員を除く。）であつてその号俸がその階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては同法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項において同じ。）における最低の号俸でないもの」と、同項第一号中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
第十二条 恩給ヲ受クルノ権利ハ総務大臣之ヲ裁定ス	第十二条 恩給ヲ受クルノ権利ハ総務省ノ内部部局トシテ置カルル局ニシテ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スルモノノ局長之ヲ裁定ス
第十三条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス （削る）	第十三条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ前条ニ規定スル局長ニ異議申立ヲ為スコトヲ得 ②前項ノ異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス
②行政不服審査法第四十八条ノ規定ニ拘ラズ同法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ異議申立ニ関シテハ之ヲ準用セズ 第十四条 削除	③行政不服審査法第四十八条ノ規定ニ拘ラズ同法第十四条第三項ノ規定ハ第一項ノ異議申立ニ関シテハ之ヲ準用セズ 第十四条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス審査請求ニ関スル行政不服審査法第十四条第一項本文ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス但シ当該処分ニ付異議申立ヲ為シタルトキハ当該異議申立ニ付テノ決定ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ六月以内トス ②行政不服審査法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ関シテハ之ヲ適用セズ
第十五条 総務大臣第十三条第一項ノ異議申立ノ決定ヲ為ス場合ニ於テハ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三	第十五条 総務大臣前条第一項ノ審査請求ノ裁決ヲ為ス場合ニ於テハ退職手当・恩給審査会（以下審査会ト称ス）

年法律第二百十号) 第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ) ニシ

テ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下審議会等ト称ス)ニ諮問スヘシ

第十五条ノ二 第十三条第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ異議申立ニ対スル決定ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四十六条 (略)

② (略)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定序ニ於テ審議会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審議会等ニ於テ重度障害カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相当ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

④ (略)

第四十六条ノ二 (略)

② (略)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定序ニ於テ審議会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審議会等ニ於テ其ノ障害ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

一・二 (略)

三 公務員タル特別ノ事情ニ関連シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ審議会等ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

ニ諮問スヘシ

第十五条ノ二 第十三条第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ審査請求ニ対スル裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四十六条 (同上)

② (同上)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定序ニ於テ審査会ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審査会ニ於テ重度障害カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相当ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

④ (同上)

第四十六条ノ二 (同上)

② (同上)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定序ニ於テ審査会ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審査会ニ於テ其ノ障害ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

④ (同上)

⑤ (同上)

⑥ (同上)

一・二 (同上)

三 公務員タル特別ノ事情ニ関連シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ審査会ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）
法律	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）	
事務	附則第七項又は第十項の規定により都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（同上）
法律	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）	
事務	附則第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務	現行

改正後	現行
<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官、大臣補佐官及び別に法律で定められた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>② 議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官は、その割り当てられた常任委員を辞することができ。</p> <p>③（略）</p>	<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定められた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。</p> <p>第四十二条（同上）</p> <p>② 議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官は、その割り当てられた常任委員を辞することができ。</p> <p>③（同上）</p>

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（適用除外） 第六十二条（略）</p> <p>② この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十五条の十第二項及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法第六十六条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。</p>	<p>（適用除外） 第六十二条（同上）</p> <p>② この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法第六十六条の二第二項第三号に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。</p>

○ 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会 は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣 総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官 以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は 公務員であつた場合その者が知り得た事実について、 本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するもので あることを申し立てたときは、当該公務所又はその監 督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求める ことができない。</p> <p>② ④ （略）</p>	<p>第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会 は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣 総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官以外の国会議 員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつ た場合その者が知り得た事実について、本人又は当該 公務所から職務上の秘密に関するものであることを申 し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認が なければ、証言又は書類の提出を求めることができな い。</p> <p>② ④ （同上）</p>

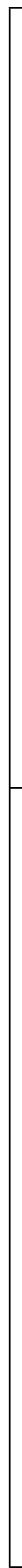
改正後	現行
<p>（公務員の立候補制限） 第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律 第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人 をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人 （地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号） 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう 。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、公職 の候補者となることができない。ただし、次の各号に 掲げる公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行 政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三 項において同じ。）は、この限りでない。</p> <p>一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官 、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大 臣補佐官</p> <p>二、三、五（略）</p>	<p>（公務員の立候補制限） 第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律 第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人 をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人 （地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号） 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう 。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、公職 の候補者となることができない。ただし、次の各号に 掲げる公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行 政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三 項において同じ。）は、この限りでない。</p> <p>一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官 、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官</p> <p>二、三、五（同上）</p>

○ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（他の法律の適用除外） 第三十七条 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。</p> <p>一 国家公務員法第三条第二項から第四項まで、第三条の二、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第七十條の五から第七十一条まで、第七十三條、第七十七條、第八十四條第二項、第八十四條の二、第八十六條から第八十八條まで、第九十六條第二項、第九十八條第二項及び第三項、第百條第四項、第百八條の二から第百八條の七まで並びに附則第十六條の規定</p> <p>二 三 （略）</p>	<p>（他の法律の適用除外） 第三十七条 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。</p> <p>一 国家公務員法第三条第二項から第四項まで、第三条の二、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第七十一條、第七十三條、第八十六條から第八十八條まで、第九十六條第二項、第九十八條第二項及び第三項、第百條第四項、第百八條の二から第百八條の七まで並びに附則第十六條の規定</p> <p>二 三 （同上）</p>

改正後	現行
<p>14 附則 第七項又は第十項の規定により都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>15 第七項又は第十項の規定により都道府県知事がした恩給に関する処分についての審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項本文の期間は、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して一年以内とする。</p> <p>16 行政不服審査法第十四条第三項の規定は、前項に規定する審査請求については適用しない。</p> <p>17 総務大臣は、第十五項に規定する審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五条に規定する審議会等に諮問しなければならない。</p> <p>18 第十五項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。</p> <p>（削る）</p>	<p>14 附則 第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>15 第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事がした恩給に関する処分についての審査請求は、同条に規定する局長に対してするものとする。</p> <p>16 恩給法第十四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の審査請求に準用する。</p> <p>17 第十五項の審査請求についての裁決に不服がある者は、総務大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>18 前項の再審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第五十三条の期間は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内とする。</p> <p>19 恩給法第十四条第二項及び第十五条の規定は、第十七項の再審査請求に、同法第十五条ノ二の規定は、第十五項に規定する処分の取消しの訴えに準用する。この場合において、同法第十五条ノ二中「審査請求」とあるのは、「再審査請求」と読み替えるものとする。</p>



○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（自動車登録官） 第二十四条（略）</p> <p>2 自動車登録官の任命、服務及び研修について必要な事項は、<u>国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）</u>及びこれに基づく命令によるほか、<u>国土交通省令</u>で定める。</p>	<p>（自動車登録官） 第二十四条（同上）</p> <p>2 自動車登録官の任命、服務及び研修について必要な事項は、<u>国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）</u>及びこれに基づく<u>人事院規則</u>による外、<u>国土交通省令</u>で定める。</p>

○ 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第二十二條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八條第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八條第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「国家公務員法第五十七條中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八條第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同法第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第七十條の六第一項中「研修（人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げる観点から行う研修とし、関</p>	<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八條第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八條第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二條第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第六條の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六條の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものと</p>

係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。）」とあるのは「研修」と、同法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第六十二条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十二条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとす

る。
一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第三十三条第二項第二号、第三十三条の二、第三十四条第一項第六号及び第七号、第四十五条の二、第四十五条の三、第五十四条、第五十五条、第六十一条の二から第六十一条の十一まで、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十条の六第一項各号及び第三項から第五項まで、第七十条の七、第七十三条第二項、第七十三条の二、第七十八条の二、第九十五条、第六百六条の七から第六百六条の十三まで、第六百六条の十四第三項から第五項まで、第六百六条の十五、第六百六条の二十五、第六百六条の二十六、第六百八条並びに第六百八条の五の二の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二 三 (略)
四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四

する。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第六百六条の七から第六百六条の十三まで、第六百六条の十四第三項から第五項まで、第六百六条の十五、第六百六条の二十五、第六百六条の二十六及び第六百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二 三 (同上)
四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四

五
九
（略）

年法律第二百号
の規定を除く。）

（第三条第二項、
第四条及び
第五条

五
九
（同上）

年法律第二百号
除く。）

（第三条第二項及び
第四条の規定を

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第二十二條の二 恩給法第四十六條第三項の規定により、又は改正前の恩給法第四十六條第三項（改正前の恩給法第四十六條ノ二第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定の例により、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に給する増加恩給又は傷病年金を給し、又は改定する場合においては、当該恩給の給与の始期は、これらの規定にかかわらず、恩給法第十五條に規定する審議会等の議決によりその議決をする月以前の月とすることができる。</p> <p>（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）</p> <p>第三十五條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることはできないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第二十二條の二 恩給法第四十六條第三項の規定により、又は改正前の恩給法第四十六條第三項（改正前の恩給法第四十六條ノ二第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定の例により、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に給する増加恩給又は傷病年金を給し、又は改定する場合においては、当該恩給の給与の始期は、これらの規定にかかわらず、退職手当・恩給審査会の議決によりその議決をする月以前の月とすることができる。</p> <p>（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）</p> <p>第三十五條の二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣又は恩給法第十二條に規定する局長に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることはできないものとする。</p>

○ 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）（附則第二十四条
 関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（恩給の裁定及び負担） 第十四条 琉球諸島民政府職員について第四条又は第十条から第十条の四までの規定により給すべき恩給は、総務大臣が裁定し、国庫が負担する。ただし、昭和二十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩給の給与事由が生じたとした場合において、元沖縄県以外の都道府県の知事がその恩給を裁定し、当該都道府県がこれを負担すべきであつた職員に係るものは、当該都道府県の知事が裁定し、当該都道府県が負担するものとし、その経費（政令で定める日以後に支給すべき恩給に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、国庫が交付するものとする。</p>	<p>（恩給の裁定及び負担） 第十四条 琉球諸島民政府職員について第四条又は第十条から第十条の四までの規定により給すべき恩給は、恩給法第十二条に規定する局長が裁定し、国庫が負担する。ただし、昭和二十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩給の給与事由が生じたとした場合において、元沖縄県以外の都道府県の知事がその恩給を裁定し、当該都道府県がこれを負担すべきであつた職員に係るものは、当該都道府県の知事が裁定し、当該都道府県が負担するものとし、その経費（政令で定める日以後に支給すべき恩給に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、国庫が交付するものとする。</p>

○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（長期給付の決定に関する事務の特例） 第五十五条 連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、<u>総務大臣の審理</u>を経て行うものとする。</p>	<p>（長期給付の決定に関する事務の特例） 第五十五条 連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、<u>恩給法第十二条に規定する局長の審理</u>を経て行うものとする。</p>

○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（高額所得による互助年金の停止） 第十五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の互助年金外の所得金額は、毎年、税務署長の調査により総務大臣が決定する。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（互助年金等の裁定） 第二十一条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、総務大臣が裁定する。</p> <p>2（略） （届出）</p> <p>第二十七条 互助年金を受ける者が、第十四条、第十五条第三項若しくは第四項又は第二十条において準用する恩給法第七十七条、第七十八条ノ二若しくは第八十条の規定に該当しその他法律の規定により互助年金の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、直ちに、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。</p>	<p>（高額所得による互助年金の停止） 第十五条の二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項の互助年金外の所得金額は、毎年、税務署長の調査により恩給法第十二条に規定する局長が決定する。</p> <p>4・5（同上）</p> <p>（互助年金等の裁定） 第二十一条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、恩給法第十二条に規定する局長が裁定する。</p> <p>2（同上） （届出）</p> <p>第二十七条 互助年金を受ける者が、第十四条、第十五条第三項若しくは第四項又は第二十条において準用する恩給法第七十七条、第七十八条ノ二若しくは第八十条の規定に該当しその他法律の規定により互助年金の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、直ちに、その旨を恩給法第十二条に規定する局長に届け出なければならぬ。</p>

○ 最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）（附則第二十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱い）</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第二十条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第二十条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱い）</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第十九条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第十九条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （同上）</p>

○ 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（定員の総数の最高限度）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。</p> <p>一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第 二条第三項第一号、第二号及び第四号から第七号の 三までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員 のうち常勤の職員</p> <p>二～四（略）</p>	<p>（定員の総数の最高限度）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。</p> <p>一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第 二条第三項第一号、第二号及び第四号から第七号の 二までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員 のうち常勤の職員</p> <p>二～四（同上）</p>

○ 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>13 附則 （その他の経過措置） 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、<u>国家公務員等退職手当法第七條の二の規定の適用について、同条第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</u></p>	<p>13 附則 （その他の経過措置） 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、<u>国家公務員等退職手当法第七條の二及び第十九條第三項の規定の適用について、同法第七條の二第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</u></p>

○ 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（附則第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>2 （略）</p> <p>（関係者の出席） 第八条 内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官（内閣法第二十二條第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。）は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（関係者の出席） 第八条 内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官（内閣法第二十一條第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。）は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。</p>

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		現行	
<p>（育児短時間勤務職員についての給与法の特例） 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（育児短時間勤務職員についての給与法の特例） 第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第六条の二第一項 決定する</p>	<p>第六条の二 とする</p>
<p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）以下「育児休業法」という。）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額と</p>	<p>に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）以下「育児休業法」という。）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>	<p>第六条の二</p>	<p>第六条の二</p>
<p>第六条の二</p>	<p>第六条の二</p>	<p>第六条の二</p>	<p>第六条の二</p>

	第六條の二第二項並びに第八條第四項、第五項、第七項及び第八項	第八條第十二項	(略)	<p>(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)</p> <p>第二十四條 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	
する	(略)	(略)	(略)	
第六條の二第一項	決定する	<p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。以下「育児休業法」という。）第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により</p>		

	第八條第三項、第四項、第六項及び第七項	第八條第十一項	(略)	<p>(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)</p> <p>第二十四條 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
第六條の二	とする	<p>に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。以下「育児休業法」という。）第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た</p>		

第六条の二第二項並びに第八条第四項、第五項、第七項及び第八項	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という)を乗じて得た額とする

表 第二十七条 (略)

2 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(以下「算出率」という)を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出

第八条第三項、第四項、第六項及び第七項	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	数(第八条において「算出率」という)を乗じて得た額とする

表 第二十七条 (同上)

2 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(以下「算出率」という)を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出

率を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額はその者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。

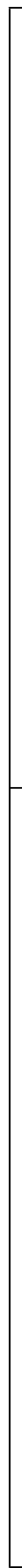
3

第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の俸給月額に、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二條の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当、単身赴任手当及び特勤手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

率を乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。

3

第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（第六条において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二條の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当、単身赴任手当及び特勤手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員」とする。



○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（附則第三十条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（給与法の適用除外等） 第七條（略） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七條、第十一条の九第一項、第十九條の三第一項、第十九條の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六條の規定」と、給与法第七條中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六條の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九條の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九條の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付研究員法第六條」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六條」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等） 第七條（同上） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七條、第十一条の九第一項、第十九條の三第一項、第十九條の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六條の規定」と、給与法第七條中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六條の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九條の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九條の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付研究員法第六條」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六條」とする。</p>

○ 一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（給与法の適用除外等） 第八条（略） 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等） 第八条（同上） 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>

○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>2 （略）</p> <p>（指定会社の職員に係る退職手当等の特例） 第十二条 指定会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条及び同法第二十条第三項の規定を適用する。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（指定会社の職員に係る退職手当等の特例） 第十二条 指定会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条及び同法第十九条第三項の規定を適用する。</p>

改正後	現行
<p>（役員の退職管理） 第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。） 、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員 の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務 （第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。） 」、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、研修、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人</p>	<p>（役員の退職管理） 第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。） 、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。） 」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、</p>

事院の所掌に属するものを除く。」とあるのは「役員
の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項
及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四
まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二
第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四
まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六
条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあ
るのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項にお
いて準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号
及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四
第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算
予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同
法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第
五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項
に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において
準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当
通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条
の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政
法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項
第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号
」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一
項において準用する第二項第二号」と、「選考による採
用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第
一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法
第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と
、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独
立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用す
る前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独
立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用す
る前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独

第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに
第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」と
あるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の
二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二
第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退
職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項
」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員
を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二
項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第
五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、
同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは
「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準
用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは
「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条
第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の
二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六
条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通
則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と
、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通
則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と
、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通
則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と
、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは
「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準
用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三
項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にあ
る職員の官職として政令で定めるものに就いている職員
(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やか
に」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十
四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第

立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第六十二条の五「第六十二条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の五」と、同法第六十二条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六十二条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第九十八条中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで」と、同法第一百二十二条第一号中「第六十二条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の二第一項」と、同法第一百三十一条第一号中「第六十二条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の四第一項から第四項まで」と、同法第一百三十一条第二号中「第六十二条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2
5
6
(略)

第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第九十八条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第一百二十二条第一号中「第六十二条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の二第一項」と、同法第一百三十一条第一号中「第六十二条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の四第一項から第四項まで」と、同法第一百三十一条第二号中「第六十二条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六十二条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2
5
6
(同上)

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（主務省令） 第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（附則第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（主務省令） 第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改正後	現行
<p>（主務省令） 第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改正後	現行
<p>（主務省令） 第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改正後	現行
<p>（主務大臣等） 第四百十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務大臣等） 第四百十条（同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改正後	現行
<p>（主務省令） 第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（附則第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則 （職権改定） 第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、総務大臣が受給者の請求を待たずに行う。</p>	<p>附則 （職権改定） 第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、<u>恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十二条</u>に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。</p>

改正後	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第七十条の六の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4（略） （外務職員の研修に関する特例） 第七条 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二条第五項に規定する外務職員に対する同法第十五条の規定に基づく研修に関するこの法律の規定の適用については、第二条第二項中「研修」とあるのは「研修その他の研修」と、「国家公務員法第七十条の六」とあるのは「外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条」と、「人事院規則」とあるのは「外務省令」と、同条第三項、第三条第一項第二号及び前条（見出しを含む。）中「人事院規則」とあるのは「外務省令」とする。 （裁判所職員への準用） 第十条（略）</p>	<p>（定義） 第二条（同上） 2 この法律において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4（同上） （外務職員の研修に関する特例） 第七条 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二条第五項に規定する外務職員に対する同法第十五条の規定に基づく研修に関するこの法律の規定の適用については、第二条第二項中「研修」とあるのは「研修その他の研修」と、「国家公務員法第七十三条」とあるのは「外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条」と、「人事院規則」とあるのは「外務省令」と、同条第三項、第三条第一項第二号及び前条（見出しを含む。）中「人事院規則」とあるのは「外務省令」とする。 （裁判所職員への準用） 第十条（同上）</p>

(防衛省職員への準用) 第十一条 (略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(防衛省職員への準用) 第十一条 (同上)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（附則第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から起算して三年間は、この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p>	<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（同上）</p> <p>2 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p>

改正後	現行
<p>（主務省令） 第八十五条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第八十五条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）
 （附則第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則 （国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正） 第三百三十六条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略） 第二十四条第一項中「、第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として「とあるのは」として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」とを削る。</p>	<p>附則 （国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正） 第三百三十六条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（同上） 第二十六条第一項中「、第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として「とあるのは」として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」とを削る。</p>

○ 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四
 年法律第九十六号）（附則第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（国家公務員共済組合法の一部改正） 第五十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。 （略） 第九十四条から第九十七条までを次のように改める。 （略） 第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者に係る退職年金又は公務障害年金</p>	<p>（国家公務員共済組合法の一部改正） 第五十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。 （同上） 第九十四条から第九十七条までを次のように改める。 （同上） 第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、その者には、その者に係る退職年</p>

金の全部又は一部を支給しないことができる。

24 (略)

第九十九条第一項を次のように改める。

組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第四項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含み、第四項（同項第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 (略)

三 退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。）を含む。次項

金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

24 (同上)

第九十九条第一項を次のように改める。

組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第四項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含み、第四項（同項第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 (同上)

三 退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含む。次項第三

第三号において同じ。)については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる同号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額(第百二条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。)と地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額(第百二条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。)との合計額と、退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金(同法第二十四条の二(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。第百二条の三第一項第四号において同じ。)の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるようにすること。

(略)
附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項の項を次のように改める。

第九十九条第一項及び第三号	特定独立行政法人の負担に係るもの	特定独立行政法人の負担に係るもの並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るもの
---------------	------------------	---

附則

号において同じ。)については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる同号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額(第百二条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。)と地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額(第百二条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。)との合計額と、退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金(同法第二十四条の二(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。第百二条の三第一項第四号において同じ。)の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるようにすること。

(同上)
附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項の項を次のように改める。

第九十九条第一項及び第三号	行政執行法人の負担に係るもの	行政執行法人の負担に係るもの並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るもの
---------------	----------------	---

附則

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部
改正)

第十八条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律
(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のよう
に改正する。

(略)

第十四条に次の一項を加える。

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規
定の適用については、同法第二条第一項第五号及び
第六号中「とし、その他の職員については、これら
に準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは
「に相当するものとして、次条第一項に規定する組
合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第
二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当
該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金
」とあるのは「及び国と民間企業との間の人事交流
に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第
七条第三項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企
業」という。)の負担金」と、同項第三号中「国の
負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同
法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含
む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、
及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とある
のは「派遣先企業及び国」と、「第九十九条第二項
(同条第六項から第八項までの規定により読み替え
て適用する場合を含む。)&及び第五項(同条第七項
及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を
含む。)」とあるのは「第九十九条第二項及び第五
項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及
び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部
改正)

第十八条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律
(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のよう
に改正する。

(同上)

第十四条に次の一項を加える。

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規
定の適用については、同法第二条第一項第五号及び
第六号中「とし、その他の職員については、これら
に準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは
「に相当するものとして、次条第一項に規定する組
合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第
二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当
該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金
」とあるのは「及び国と民間企業との間の人事交流
に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第
七条第三項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企
業」という。)の負担金」と、同項第三号中「国の
負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同
法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含
む。)、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び
「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「派
遣先企業及び国」と、「第九十九条第二項(同条第
六項から第八項までの規定により読み替えて適用す
る場合を含む。)&及び第五項(同条第七項及び第八
項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」
とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、
同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号
」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並

と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）」とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業及び国」とする。

第二十四条第一項中「（平成十一年法律第百三十号）」と「の下に」、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「とし」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」とを加える。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第十九条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十四条第四項中「国が」の下に「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「

びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。））」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）」とあるのは「（同項）」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業及び国」とする。

第二十六条第一項中「（平成十一年法律第百三十号）」と「の下に」、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「とし」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」とを加える。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第十九条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（同上）

第十四条第四項中「国が」の下に「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「

同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）とあるのは「（同項）と、（国、特定独立行政法人又は職員団体）」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部を改正）

第二十条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

同号」と、「及び国の負担金」とあるのは、「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）とあるのは「（同項）と、（国、行政執行法人又は労働組合）」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部を改正）

第二十条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

(略)

4 第八条に次の一項を加える。

弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、「特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）とあるのは「（同項）と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「

(同上)

4 第八条に次の一項を加える。

弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、「行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）とあるのは「（同項）と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士

受入先弁護士法人等及び国」とする。

法人等及び国」とする。

○ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）（附則第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改正後		現行	
第七十 九条の 第三二 項	規定する退職をした	同号の退職をした	（略）	（略）	（私立学校教職員共済法の一部改正） 第一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二 百四十五号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二十五条の表第六十九条の項の次に次のように加 える。
	国家公務員退職手当法 （昭和二十八年法律第 百八十二号）第五条第 一項第二号の退職をし	その解雇された	（略）	（略）	
第七十 九条の 第三二 項	規定する解雇された	その解雇された	（略）	（略）	（私立学校教職員共済法の一部改正） 第一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二 百四十五号）の一部を次のように改正する。 （同上） 第二十五条の表第六十九条の項の次に次のように加 える。
	国家公務員退職手当法 （昭和二十八年法律第 百八十二号）第五条第 一項第二号の退職をし	その解雇された	（略）	（略）	

第九十 七条第 一項	(略)		
	(略)	同号の退職をした	た
第九十 七条第 一項	(略)	組合員が懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)	号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された
	(略)	加入者若しくは加入者であった者	その解雇された

第九十 七条第 一項	(略)		
	(略)	同号の退職をした	た
第九十 七条第 一項	(略)	組合員が懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)	号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された
	(略)	加入者若しくは加入者であった者	その解雇された

<p>附則</p> <p>(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正)</p> <p>第六条 次に掲げる法律の規定中「第八号」を「第九号」に改める。</p> <p>一 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項</p> <p>二 (略)</p>	公務障害年金	組合員期間	<p>いて同じ。)の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受け</p>
	職務障害年金	加入者期間	

<p>附則</p> <p>(行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正)</p> <p>第六条 次に掲げる法律の規定中「第八号」を「第九号」に改める。</p> <p>一 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項</p> <p>二 (同上)</p>	公務障害年金	組合員期間	<p>。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受けた</p>
	職務障害年金	加入者期間	